

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

いま  
子育て中の方  
に朗報！

当初5年間の  
借入金利 **年0.25%引下げ**

**【フラット35】**

※【フラット35】地域連携型は、子育て支援に積極的な地方公共団体のマイホーム取得に対する補助金交付などの財政的支援とセットで、  
【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度です。


【フラット35】Sとの併用で、  
当初5年間 **年0.5%引下げ**

**地域連携型**

○南城市三世帯同近居支援補助金のご相談は



南城市役所 企画部 企画課 ☎ 098-917-5395

【フラット35】に関するご相談は  住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35** (通話無料)

営業時間：9:00～17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。) ご利用いただけない場合 (国際電話など) は、次の番号へおかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)

# 【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅等、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引き下げる制度です。

併用する金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅	住宅の条件※
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間	年▲0.5%	(1) 認定低炭素住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級5の住宅 (3) 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)* (4) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 (5) 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可) (6) 長期優良住宅 *竣工年月日が平成28年4月1日以後の住宅に限ります。
	6年目~10年目	年▲0.25%	
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	年▲0.5%	(1) 断熱等性能等級4の住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅* (3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4) 免震建築物 (5) 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 (6) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅(共同住宅等については、一定の更新対策が必要) *建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅(竣工年月日が平成28年3月31日以前の住宅に限る。)および基準適合建築物に認定された住宅(竣工年月日が平成28年4月1日以後の一戸建て住宅に限る。)についても対象となります。

※ 表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほかに中古住宅特有の基準である「中古タイプ基準」があります。「中古タイプ基準」は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

(注) 【フラット35】地域連携型および【フラット35】Sの併用にあたっては、【フラット35】地域連携型の要件に加えて、【フラット35】Sの住宅の条件のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)

また、南城市三世帯同居支援補助金が終了した場合も受付を終了します。補助期間は南城市にお問い合わせください。

## 毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

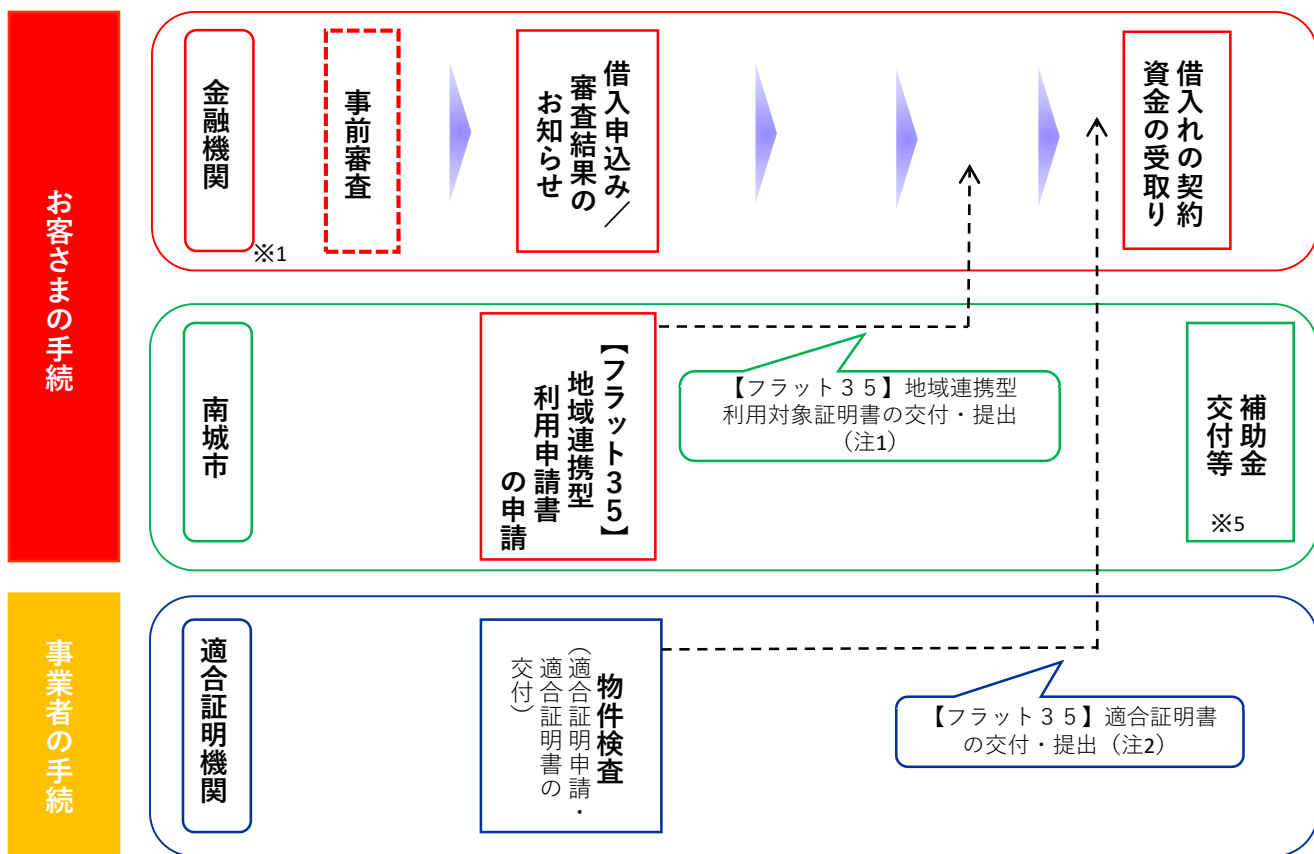
【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.27%※の場合

【フラット35】地域連携型なら【フラット35】より総返済額が**約38万円お得!**  
 【フラット35】地域連携型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が**約77万円お得!**

	【フラット35】	【フラット35】 地域連携型		【フラット35】地域連携型と 【フラット35】S(金利Bプラン)の併用	
借入金利	全期間 年1.27%	当初5年間 年1.02%	6年目以降 年1.27%	当初5年間 年0.77%	6年目以降 年1.27%
毎月の返済額	全期間 88,512円	当初5年間 84,965円	6年目以降 88,029円	当初5年間 81,508円	6年目以降 87,534円
総返済額	37,175,279円	36,788,485円		36,402,698円	
【フラット35】 との比較 (総返済額)	-	▲386,794円		▲772,581円	

(注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客さまの負担となります。また、試算結果の数値は概算です。

# 利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、南城市および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1（【フラット35】地域連携型利用対象証明書(第3-1号書式)）および注2（【フラット35】適合証明書）は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者（中古住宅購入の場合のみ）となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】地域連携型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5) 補助金交付等は、南城市の制度に基づき実施するものです。

## 《借入れに当たっての注意事項》

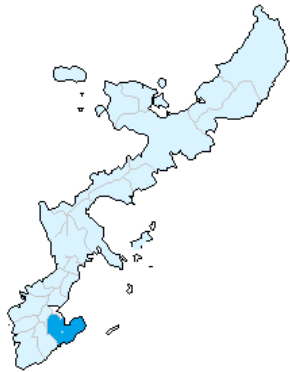
●【フラット35】地域連携型は、令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けることが必要です。このほか、【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。【フラット35】地域連携型は、借換融資には利用できません。

●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Aプラン）と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Bプラン）があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。

●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。（令和3年4月現在）

# 南城市



平成18年1月1日に、1町3村（佐敷町・知念村・玉城村・大里村）の合併により誕生した南城市は、緑豊かな自然環境に囲まれ、離島である久高島は、神の島、琉球民族発祥の地として崇敬されています。

神の島久高島、世界遺産である「斎場御嶽（せーふあうたき）」をはじめ深い歴史を刻んだ多くの「グスク」、東御廻り（あがりうまーい）の文化遺産など貴重な歴史・文化史跡を持っています。また、今に残る多くの伝統的な芸能、民俗は学術的にも貴重であり、沖縄の歴史、文化、信仰の原点の地となっています。



南城市の花  
ハイビスカス



南城市の木  
リュウキュウコクタン



南城市で利用できる  
【フラット35】  
地域連携型はこちら



## 南城市三世帯同近居支援補助金

### 【主な要件】

- 転入および同居・近居を始めた日から1年以内であること。
- 申請日において、次のいずれかに該当すること。
  - 親等が継続して一年以上市内に居住しており、かつ、子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）が継続して一年以上市外または、同一校区外に居住した後に、同居または近居していること。
  - 子世帯の構成員の全員（市長が構成員の全員が居住できない特別な事情があると認める場合は、その一部）が継続して一年以上市内に居住しており、かつ親等が継続して一年以上市外または同一校区外に居住した後に、同居または近居していること。
- 当該子世帯の構成員の全員及び親等（納税義務者）が、納期限が到来している市税を完納していること。
- 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、当該補助の対象となる市内住宅について、本補助金を受給していないこと。
- 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び南城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び関係者でないこと。

### 【補助金額（上限）】

- 同一住宅に居住する場合：30万円
- 同一敷地内にある離れに居住する場合：20万円
- 近居で新築・購入し居住する場合：20万円
- 賃貸住宅に居住する場合：10万円

（注）賃貸住宅に居住する場合は、**【フラット35】地域連携型を利用できません。**

## 連携



# 【フラット35】

## 地域連携型

### <同居>

#### 【主な要件】

- 親と子と孫を基本とする三世帯以上の直系親族が同居すること。
- 補助申請時点で、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子（胎児を含む。）があること。
- 取得する住宅の床面積が70㎡以上であること。

### <近居>

#### 【主な要件】

- 親世帯と子世帯が近居すること。
- 補助申請時点で、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子（胎児を含む。）があること。

## 金利の引下げ内容

金利の引下げ期間

金利の引下げ幅

当初 **5** 年間 年 **0.25%**  
※【フラット35】Sとの併用で、  
当初 **5** 年間 年 **0.5%引下げ**  
となります。

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型は、令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】地域連携利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。このほか、【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。【フラット35】地域連携型は、借換融資には利用できません。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間年0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Aプラン）と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Bプラン）があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。●【フラット35】は第三者に貸与する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。（令和3年4月現在）